

「富士見市第5次行財政改革大綱（案）」に対する意見募集の結果について

平成23年3月31日  
総合政策部政策財務課

富士見市は「富士見市第5次行財政改革大綱（案）」に対する意見の募集を、平成23年2月10日から平成23年3月10日まで行いました。  
その結果26件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成23年2月10日～平成23年3月10日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

募集意見 26件

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
1	第4次改革大綱では「用語解説」が17項目、今次大綱(案)ではページ下に8項目があるのみ、しかも「*8」は欠番か？ 当方の個人的素養の問題かも知れないが、8項目以外に、僅か2・4ページに於いても6項目は理解困難。 例えば、P2:「いわゆる三位一体改革」、「枠配分方式」、「定員適正化計画」、「指定管理者制度」、「事務事業」。 P4:「業務委託」(指定管理者制度との違いを含む)。 改善を求める。	ご指摘を踏まえ、用語解説を追加します。	該当ページの欄外に用語解説を追加し、わかりやすい内容の作成に努めます。
2	「行財政改革市民会議(平成22年度第2回)会議録」では、委員からの質疑が抽象化・簡略化で糊塗され、委員の真意が記録されていない。 例えば会議録2ページの委員発言が「指定管理者が市の財産を安全に保つこと、民間会社として利益のみ追求するのではなく、市としてのサービスを向上させるといった安全性の視点も重要である」とあるが、実際の発言は「指定管理者制度には大いに疑問を持っている」「博物館の資料が勝手に売られたりしないか」「蓄積したノウハウは流出しないか」「利用者の安全性以外にもあるのではないか」旨の内容が含まれていたと記憶する。 また、委員から「聞きたいことはいっぱいある」との発言もあったが、会議は限られた時間の開催であり、その場での質疑は相当遠慮されたと感じた。その「いっぱいある」と発言された内容は、会議後、事務局でどこまで聴取され、大綱(案)に反映されているのか明らかでない。 会議録の点検・補正を求める。	貴重なご意見として承ります。	会議録は、委員発言の内容に沿って趣旨をとりまとめた要約筆記としています。 市民会議については、限られた時間の中で充実した会議を行うため、事前の資料送付など今後も会議運営の改善に取り組んでまいります。

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
3	<p>P3「ホームページのリニューアル」が成果として取り上げられているが、市のホームページは驚くほど誤りが多く、また情報掲載は遅く、その情報も担当部署間で不統一も目立ち、タイトル表現も意味不明があるなど、分かり難さはこの上ない。</p> <p>各ページにはアンケートがあるが、一方通行であるし、意見の選択肢も手前勝手とを感じる。しかも、アンケートに応えようと、意見・要望を入力中に「改行」でもしようものなら「送信」されたとのメッセージが出るが、それも実際送信されたのか確かめようも無い。この面からも意見(指摘)意欲を阻喪する。</p> <p>ホームページには極めて重要な情報が掲載されているが、一方で「免責事項」と称して『「富士見市ホームページ」に掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、富士見市は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。いかなる場合でも富士見市は、利用者が「富士見市ホームページ」にアクセスしたために被った損害、損失について、何ら責任を負うものではありません。』と逃げを打っている。この様な、ホームページの水準が、「市長をはじめとする市のスタッフ・当方を含めた市民」の水準とあれば悲しい。「リニューアル」というカタカナ語でなく、市民に真摯に向き合う情報提供姿勢に欠けている点を明らかにした上での、責任ある改革課題に改めるよう求める。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ホームページについては、各種情報をいち早くお知らせし、必要な情報を探しやすいするため、昨年6月に全面的に見直しました。</p> <p>アンケートの送信については、改行キーを押すと送信される仕様となっているため、その旨をわかりやすく表記するなど検討してまいります。</p> <p>免責事項については、ホームページを管理するうえで必要とする一般的な内容として考え、掲載しているものです。</p> <p>ホームページなどによる情報提供については、今後も、市民の皆さまにわかりやすい行政情報や暮らしに役立つ生活情報などを的確に提供することに努め、市民の皆さまとの情報共有を推進するため取り組んでまいります。</p>
4	<p>P3「窓口サービスは、不断の改善が必要」と課題・方向性を述べているが、諸事が上辺だけの対応になっており、案件表現は狡猾な逃げと感ずる。</p> <p>パブコメ案件の閲覧・用紙配布場所の提示方法が、場所毎に全く不統一で、ラックに親切に「市行政関係」「パブリックコメント」の表示を施している所、ただ案件冊子をラックにセットしている所、態々「パブコメの資料を閲覧したい」と申し出なければ閲覧さえ出来ない所、閲覧を申し出ても募集中の案件を見せてくれるのに10分以上も掛かる所と様々であった。この様な事は「窓口サービス」に該当しないのか。</p> <p>この実情を踏まえ、先の案件では、「市民意見提出手続き制度」の要件を満たしていないので、再募集を主張したが、市は一顧だにせず「集計」に入った。今次案件からは、各所に張り紙・トレイを配布した様だが、今度は各所の実態・今迄の創意工夫は考慮する事なく、一律に張り紙・トレイを押し付けたと思われる。その上、募集開始後二週間も経たないのにトレイの中には全く関係の無いチラシだけが入っていたり、補充が間に合わないのか、何日も空だったりする。場所によっては、親切に意見投入箱を設ける所、記入した意見は本庁へ直接送るよう求める所、トレイは棚に置き、今もって申し出なければ閲覧できない所と様々だ。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>窓口の対応については、出張所等において異なることのないよう徹底してまいります。</p> <p>窓口サービスについてはさらに利便性を向上し、また、サービスを提供する職員一人ひとりが接客意識の向上に努めてまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>「不断の改善が必要」としている「窓口サービス」は、これ等の実態である事を承知の上の自虐的表現なのか。</p> <p>そういう状態が頻発するので、然らば、と他の問題で「市長への手紙」で問題点を指摘し、「同様な事は他にも無いか『棚卸し』を」と提起しても、その場逃れの言い訳しか返ってこない。このため、また類似の指摘等をせざるを得ない事が起きる。このような事例は度々である。</p> <p>「不断の改善が必要」とお題目を唱えても、問題は、「不断の改善」に取り組む市長をはじめとする市行政の「姿勢」そのものが課題だ。</p> <p>よって大綱(案)の全面的な見直しを求める。</p>		
5	<p>P4「人件費の抑制」と「職員の人材育成」、P5「減員を行い、経費の大幅な抑制」が成果に挙げられているが、ホームページの掲載状況、パブリックコメントの閲覧・資料配布場所の資料等提示状況など現実の行政現場は体を成しておらず、人件費抑制→やる気の喪失・職員相互のライバル視→技能伝承切磋琢磨の消滅→お座成りの仕事→市民の行政批判→人件費抑制でその場凌ぎ・・・これ等が負のスパイラルに陥っていると感ずる。</p> <p>特に経験豊富で次世代を育成する役割を担うべき高齢職員はその経験は十二分に発揮され、培われたノウハウは退職されることなく日常的に中堅・若手の指導に活かされ、また引き継がれているのだろうか。</p> <p>そして、若手にあっては、学力競争社会における性癖がそのまま市行政に持ち込まれ、同僚職員であってもライバル視せざるを得ず、先輩からの伝授、同僚との切磋琢磨、新しく入職する後輩に寄り添っての育成の美風は異次元世界の事となっではないか、と恐れる。</p> <p>今次案件策定には、そういう課題はどれだけ織り込まれたのか？</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後、行動計画を推進する中で検討してまいります。</p>	<p>限られた人材、財源、施設などの経営資源を最大限に活用するため、「人づくりと職場環境の活性化」を位置付け、組織としての総合力が発揮できる人材活用や、業務改善など継続して取り組むことができる職場環境の整備に努めてまいります。</p> <p>また、団塊の世代における大量退職が進んでいることから、計画的な職員の採用や効果的な人材育成が行われるよう検討してまいります。</p>
6	<p>富士見市行財政改革市民会議の委員数が11名へと減員になってからの直近1年間に開催された3回の会議への委員出席は半数に達していないと思われる(22年3月出席5人/委員数11人・・・45%、22年12月4/11・・・36%、23年1月6/11・・・55% 3回平均出席率45%)。</p> <p>現在、市ホームページに会議録が掲載されている委員が12名だった時の9回の平均出席率は89%と、直近3回の倍近い出席率である(4年前の平成19年1月に12委員中5人・・・出席率42%が一度あるが)。</p> <p>事務局の日程調整能力の問題が大きいのでは、と推測するが如何か？</p> <p>会議の成立要件は元々設定されていない様だが、委員の半数も参加していない中で(少ないときは三割台)検討結果で、今後の重要な「行財政改革」を進められると本気で考えているのか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>様々な知識や経験を持つ市民の皆さまが委員として加わることにより、幅広い視点からご意見をいただき、大綱(案)などに反映しています。</p> <p>会議への委員の出席については、可能な限り全員が出席できる日程を調整しているところですが、やむを得ず欠席された場合は、欠席された委員からの意見についても幅広くいただけるよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>欠席者への会議内容説明および委員としての意見聴取は毎回キチンと行われているのか。資料・会議録送付だけで済まされているのでは、と危惧する。例え、委員が「任せる」としたとしても、事務局としての職務を全うしたことにはならない。それは委員の任務放棄を許容する行為である。若しそのような事態であれば、市民会議は機能不全であり、大綱(案)も案として認められない。委員も多忙で欠席もあり得ようが、「任せる」とされても事務局は事後フォローによって、委員の責務もフォローできよう。</p> <p>出席が過半数にも及ばず、また欠席委員のフォロー状況も確かめようも無い大綱(案)を前提の当パブリックコメントは、その審議に重大な瑕疵を持つものであり、無効を主張し、再検討・出し直しを求める。</p>		
7	<p>P9では「市民の視点にたったサービスの向上」として「電子市役所の推進」、「市民にわかりやすい積極的な情報発信」等を「基本的取組み内容」の一つとして挙げているが、此の大綱(案)の意見募集中のホームページ「新着情報」に現れた事象はとてその水準とは程遠い状況で、いくら大綱(案)が今後の課題とはいえ、出だしから足蹴にされている状況では、非現実的「課題」と感ずる。</p> <p>例えば、「新着情報」が  「平成23年2月23日 財政状況等 政策財務課」  「平成23年3月1日 行政経営 政策財務課」  「平成23年3月3日 行政経営 政策財務課」</p> <p>となっているが、何を言わんとしているのか、正直理解できない。  2月下旬半ば、それを我慢しつつ「財政状況等」をクリックして「財政状況等」のページを訪問したが、その後どうすれば新しい情報に接することが出来たのだろう。「財政状況等」のページに「財政状況」の入口があるので、其処から入れば何か新しい情報に出会えるのか？それとも「財政状況」だけでなく、「予算・決算」他にも新しい情報が載っているとやりたいのか、サッパリ要領を得なかった。</p> <p>3月初めには「行政経営」をクリックして「行政経営」のページを訪問しても同じく何が新しい情報なのか？  3月3日にも新着情報が「NEW」と強調された「行政経営」が載っていたので訪問したが、3月1日の内容から何処が新しくなったのか、恥ずかしながら理解できなかった。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ホームページの新着情報などの見出しについては、ページタイトルがそのまま表示される仕様となっておりますので、更新した内容がわかりやすく表示されるよう、ページタイトルを改善してまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>こういう理解不能な「新着情報」は、他に開催された筈の審議会が予定日を過ぎても「開催予定」になっていたり、開催された筈なのに痕跡すら残さず抹消されたり等、今次大綱(案)が策定されてからでも、幾らでも指摘できるが、先の「財政状況等」や「行政経営」の張本人は、その今次大綱(案)そのものの所管部署「政策財務課」自身である。</p> <p>此の程度のレベルの部署には美辞麗句でないそれ相応の改革大綱が必要と考える。</p> <p>よって、歯の浮いた文言の羅列は廃し、全面的に見直しを求める。</p>		
8	<p>サービスの向上について…図書館を月曜日に開館してほしいと思う。学校の行事によって月曜日が振替休日になることが多く、そういう時こそ読書に親しむ良い機会だと思う。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>図書館(中央図書館、図書館鶴瀬西分館、図書館ふじみ野分館)は、できるだけ開館日を多くするために、指定管理者制度の導入にあわせて、開館日の増や開館時間を火曜日～日曜日の午後7時までに拡大しました。しかしながら、月曜日は清掃や害虫駆除、システムの維持管理など開館日には出来ない作業も必要なことから休館させていただいています。</p> <p>今後も、利用しやすく役立つ図書館を目指して、サービス向上に一層努めてまいります。</p>
9	<p>積極的な情報発信について…市長・市議会議員の方々との意見交換の機会を多く作ってほしい。(各種の計画策定の時のように地区別、分野別にさせていただくのが理想)議会の報告と次の議会に向けた意見交換となるといいと思う。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>市民の皆さまとの協働により、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるためには、より多くの市民の方々の意見や提案が活かされる機会が必要であると考えています。そのため、平成23年度から市民の皆さまと市長が直接対話するタウンミーティングに取り組みます。</p> <p>また、市民の皆さまに開かれたわかりやすい議会となるよう「議会活性化のための条例策定特別委員会」において検討されています。</p>
10	<p>事務事業の見直しについて…手続書類の記入方法がよくわからないもの、文字の小さいもの、同じことを何度も記入しなければならないものなどがある。また記入方法や不備などについての対応が担当者によってまちまちなこともある。民間会社のものは顧客が記入する箇所が明確で、なるべく少なくて済むようになっていることが多いので、参考に見てみてはいかがでしょうか。チェック作業も軽減されると思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>平成23年度中に導入予定としている総合的窓口を検討している中で、申請書類の統一化や文字の見やすさ、手続きの簡素化についても配慮し、市民の皆さまの負担が軽減されるよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
11	市民参加・協働の推進について…さまざまな審議会や委員会については団体の代表に頼るのではなく、市をよくしていこうとする意欲のある個人に委嘱してほしいと思う。「市民みんなで市のことを考えてみよう」という気運を高め、実のある会議としなければならないと思う。	貴重なご意見として承ります。	市民参加・協働のまちづくりを進めるうえで、審議会等の委員は公募も含め幅広く選任に努めています。今後さらに、審議会等における審議、意見交換や提言等が積極的に行われるよう取り組んでまいります。
12	財政運営の健全化について…市立と民間それぞれの保育所を利用した経験がありますが、民間の時は子ども2人で保育料が1ヶ月で10万円を超えていました。それから考えると市立はとても安いと思います。放課後児童クラブについても同様ですが、低所得者には充分配慮して、高所得者にはもう少し負担していただいてもいいのかなと思います。	貴重なご意見として承ります。	認可保育所については、市立、民間による保育料の差はありませんが、家庭保育室と保育所を比べると利用者の負担に差があるのが現状です。市では、家庭保育室に対し平成22年度から保護者負担軽減のための補助制度を設け、平成23年度にはさらに充実します。 また、保育料や放課後児童クラブの利用料は所得に応じた負担としており、運営経費の動向や県内各市の負担金の水準、社会経済情勢などを考慮しながら3年を目安に見直しを行っております。
13	人材の育成について…市の取組みや、それぞれの部・課などの動きをもう少し勉強していただいて、市民が困っていることに迅速に親身に対応してほしいと思う。「この方法がだめだったら違う方法で…」と考えて下さったら即解決できるのに…と思ったことが何度かある。	貴重なご意見として承ります。	市民から信頼される行政運営を目指して、専門的知識の習得や様々な研修などにより、業務の改善とともに皆さまからの相談に懇切丁寧に対応できるよう職員の育成に努力してまいります。
14	人的資源の配分について…市役所の中もそうだが、近隣の公共施設同士で一部の職員が兼務することも必要ではと思う。例)A出張所はたぶん2人だが、忙しい時はA公民館と兼務している職員がA出張所に行き、3人体制にするetc.これにより窓口サービスも迅速に行えるし、職員間での業務量の差もより少なくできると思う。	貴重なご意見として承ります。	出張所については、市民課も含め出張所同士で応援体制をとっています。引き続き、組織としての総合力が発揮できるよう、ご提案の内容や非常勤職員も含め効果的な職員配置に取り組んでまいります。
15	職員の服装について…富士見市だけでなく他の官公庁などでも言えることですが、女性職員の服装が派手だったり、だらしなかつたり仕事にふさわしくないことがあります。市外の方が来られて悪印象を持たれても困るので、頭髪、爪、アクセサリなども含めて、TPOに応じた好感の持たれる身だしなみに心がけてほしいと思います。	貴重なご意見として承ります。	接遇マナーの基本となる業務遂行にふさわしい服装や身だしなみについては、市民の皆さまから好感を持たれるよう常に心がけるとともに、親切、丁寧な接遇に努めてまいります。

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
16	<p>民間活力の導入、ということで、現在、富士見市のさまざまな施策や事業の運営に「指定管理者制度」が導入され、今後も指定管理者制度が増える様子です。指定管理者制度とは、本来「施設」に対して行われる施策で、保育所、放課後児童クラブ、児童館といった、大切な成長期の子ども達の、大事な社会生活の場である場所が「施設」である、とは解釈できません。</p> <p>施設運営というのは、相手が無機質なものを指す…たとえば、中央図書館などは、指定管理によって、開館日を増やすなど、利用者の利便性を追及しておられます。さすが民間企業と思うところもございますが、本、蔵書の気持ちを考えて管理されているわけではないはずで。</p> <p>現在、放課後児童クラブにお世話になる保護者として、子供に対する『福祉』であるところの『保育所』『放課後児童クラブ』『児童館』など、指定管理者制度では、まったくなじまない、そぐわないのではないかと、という印象を持っております。</p> <p>子供たちの健全な育成のために、指導員さんとの関わりは非常に大きく、夏休みなどの1日保育の日など、子供たちは指導員さんと、仲間とともに、1日、10時間程度を児童クラブで過ごします。就寝時間を除けば、保育士さん、指導員さんと過ごす時間の方が、母親と過ごす時間よりも長いのです。</p> <p>この、保育士さん、指導員さんと、子どもたちのかかわりが、人間形成の基礎となる時期に、とても大切なことである、ということは、素人の私が指摘するまでもないことです。</p> <p>つまり、保育士さん、指導員さんの安定した生活と、安定した精神状態が重要で、彼らの不安のないキャリア形成は、更にプロ意識を生み、子どもたちの育ちへの関わりに大きな影響を与えるものだと思います。</p> <p>現在、指定管理を受けていても、更新の際に他の団体に変わってしまう可能性があります。「もしかしたら5年(3年)後には、私は失職するかもしれない、細いロープの上を歩んでいる」という不安な気持ちでは、良い人材など集まるべくもないし、育つわけありません。しかも、そこで雇用されている指導員さん、保育士さんの多くは、富士見市民でもあります。</p> <p>放課後児童クラブや、保育所は、「見れる人がいない時間に、子どもを入れておく箱」ではありません。図書館とはその点が大きな違いがあります。心があります。人と人との関わりがあり、その関わりから、子どもたちはたくさんを経験し、学び、成長するのです。</p> <p>その関わりは、一朝一夕に作られるものではありません。4年かけてゆっくりと醸成されていくものだと思いますが、出迎えてくれるはずの指導員さんが更新のつど変わったり、運営方針が変わったりする大人の事情に、子ども達が振り回されてしまいます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>市は、限られた予算の中で少子高齢化問題など増大する行政需要に対応しながら、コストの削減と市民サービスの両立を図るには、民間の力を活かした行政運営が必要です。</p> <p>現在、市では放課後児童クラブについては全11施設に指定管理者制度を導入しており、導入した平成18年度には、退室時間を午後6時から午後6時30分に延長し、平成23年度からは午後7時まで延長を拡大するほか、施設の増設などを推進し、保護者が安心して働きながら子どもを育てられる環境づくりを進めています。</p> <p>指定管理者導入の施設については、市は施設の設置者として、安全で適正な保育サービスの提供を確保するため、利用者アンケートや毎月の報告書による確認、実地調査を行い、運営状況や施設の安全性などを定期的に確認しています。</p> <p>また、指定管理者の更新を行う際には、保育所や放課後児童クラブについては、今までの指定管理者による管理運営の状況などを踏まえるとともに、入所園児等に対する十分な配慮のもとに行っております。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>指定管理について、予算縮減以外に、何のメリットがあるのでしょうか？きちんと教えていただいた記憶もございません。また、PDCAサイクルを確立することが重要、と明言されていますが、そのPDCAサイクル、というのは「更新」を意味しているのでしょうか？仕組みやシステムだけが大切なわけではないはずで、指定管理は人の人生や心を蹂躪するものです。</p> <p>第5次行財政改革の視点の中に「人と人との絆と和」とあります。本当に人と人との絆と和、未来の富士見市を考える際に、指定管理による保育、という選択肢は無い、と思います。「公」から手放さず、大切に考えていくほうが、未来までの絆になると考えます。</p>		
17	<p>富士見市第5次行財政改革大綱(案)についての意見。第4次行財政改革において、指定管理者制度の導入等による人件費の削減効果があったとありますが、本文にもありますように、指定管理者制度は施設への導入がされるものです。富士見市は福祉である事業についても箱としてのこの制度を利用して来ました。委託事業から指定管理者にし、さらなるサービスの向上のためと説明を受けてきましたが、富士見市が行った施設の充実やサービス提供時間の延長は、指定管理者でなければなし得なかったものではなく、市の判断無くしてなし得なかったものばかりです。また、指定管理の本来あるべき姿もとっておらず、入札で決定された金額を指定管理者が業務向上のために自由裁量で使う事もできない状況です。財政策のためだけの福祉の切捨てはやめてください。市民ニーズを的確に把握し、姿勢へ反映させる行政運営。さらに市民が満足できる質の高い行政サービスの提供。施設の特性や内容を考慮しながら適正な管理運営を行い、改善を繰り返しながら取り組みの充実に努めます。とこの財政改革案でおっしゃっているのですから、更新のある指定管理者制度を福祉事業に使うのはやめてください。指定管理者制度により本当の負担を強いられているのは、子どもや高齢者です。</p> <p>星野市長がご就任なされてから、放課後児童クラブの保護者との懇談もしていただけるようになり、様々な現場で市民に声をかけてくださり、また話を聞いてくださるお姿を見て、ますますのご活躍を願っております。が、本大綱の中にはホームページによる情報提供の充実があげられておりますが、過去の条例などがこのところ削除されることが多く、富士見市のたどってきた道が解かりづらくなって来ました。また、市長へのメールのページには、内容は毎月末日までの受付分をまとめ、次月の25日に掲載しています。とありますが、実際は22年度のものまでしか掲載されておられません。先日は子育て支援課と富士見社会福祉事業団との懇談をもたせていただきましたが、何かあったらまず事業団へ行ってください。市は、事業内容についての相談には乗れませんと明言されていました。こういった状況の中で、本当に私も一般市民の声が市政に届くのか不安を覚え、また裏切られるのではと考えてしまいます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理者選定委員会において、応募者の提案内容などを精査し、その後、提案内容を考慮した上で、予算を計上しています。また、指定管理者の更新を行う際は、保育所や放課後児童クラブについては、指定管理者による管理運営の状況などを踏まえるとともに、入所園児等に対する十分な配慮のもとに募集の方法などを決定しております。</p> <p>ホームページへの条例などの掲載については、現在、平成22年12月31日時点の条例、規則、要綱を掲載しています。また、市長へのメールについては、毎月末日までの受付分をまとめ、翌月25日の掲載とし、現在、平成19年度から平成23年2月受付分までを掲載しているところです。</p> <p>保育料や放課後児童クラブの利用料は所得に応じた負担としており、運営経費の動向や県内各市の負担金の水準、社会経済情勢などを考慮しながら見直しを行っております。今後、見直しにより改定する場合においても、準備期間や説明に十分配慮してまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>本大綱の中には、費用対効果の高いサービス提供を目指して受益者負担の適正化を引き続き進めますともありますが、受益者負担を県内平均水準にということで、放課後児童クラブにおいては1.5倍もの負担金増額を強いられました。これにより放課後児童クラブに子どもを通わせなくなった家庭は少なくありません。第5次行財政改革の課題として、自主財源の確保策として受益者負担の見直しとありますが、受益者負担増を求めることがあった場合には、弱者の保護はもとより、その負担増がどのような事態を生むのかをこれまで以上にお考えいただき、納得できる十分な説明と移行までの十分な準備期間をもって行う事を盛り込んでください。第5次行財政改革では市の全ての業務の基本は、市民の視点から考えられたサービスの向上であり、行政運営の透明性を高め、わかりやすい情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有に努めます。市民の視点による様々な意見や助言を今後の業務改善に反映します。とたくさん素晴らしい事がうたわれています。厳しい社会情勢の中、富士見市の行財政も同じように厳しいとは存じますが、市は一般企業ではありません。ぜひ、本大綱の目標として掲げられている文言が、都合の良い隠れ蓑にならず目的を達せられるよう、今一度ご検討願います。</p>		
18	<p>●電子自治体改革の推進 大綱(案)の文言程度の抽象論を論じても生産性が低いので、具体的な問題に踏み込んで提言する。 ◆Webベースでの情報提供 市政等に関する情報は、Webでの提供を基本とし、必要に応じ、紙媒体等でも提供する。Webでは、閲覧しやすいよう、HTML形式での提供を基本とする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ホームページでの情報提供の方法については、ご指摘にありましたように、情報の内容に応じてPDF形式のほか、HTMLファイルでの掲載など、閲覧しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
19	<p>◆PDFの問題点と情報作成の発想転換 市公式サイトでは、PDF形式でのみ提供している情報が少ないが、その形式は、印刷・紙媒体化して閲覧するのに適したものである。PDFファイルの作成方法によっては、スクリーンリーダー(音声読み上げソフト)に対応しない。閲覧環境によっては、ソフトウェアの動作が遅くなる、全く閲覧できない等の問題が生じる。  そもそも、紙媒体向けに作成したものをPDF化し、Webでも提供するという発想を根本的に改めるべきである。庁内で公務に供するもの、市民等に提供するものを問わず、Web、紙媒体等、双方での提供を視野に入れ、コンテンツ(文字、画像等の情報内容)を作成する。Webでは、HTMLファイルで提供し、必要に応じ、画像ファイル等を付加する。紙媒体でも提供する場合がある場合は、それに適した書式に調整し、印刷・紙媒体化する。紙媒体化したものは、PDFファイルもWebで提供する。  (参考)三井住友銀行Webアクセシビリティガイドライン</p>		

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>株式会社三井住友銀行は、そのWebアクセシビリティガイドラインにおいて、PDFに関しても、次の指針を定めている。なお、「関連するJIS」として、日本工業規格「JIS X8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の関連箇条が示してあるが、現時点では2004年版に対応しており、現行の2010年版と箇条が異なる。</p> <p>PDFによる情報提供のアクセシビリティ指針  <a href="http://www.smbc.co.jp/accessibility/guidelines/index_06.html">www.smbc.co.jp/accessibility/guidelines/index_06.html</a></p>		
20	<p>◆情報提供の全体最適化  Webベースでの情報提供、情報作成の発想転換を情報提供の全体最適化につなげる。広報紙、冊子その他の紙媒体を作成する場合は、Webで提供している情報又は提供予定の情報のうち、紙媒体でも提供する必要があるものを抜粋し、それに適した書式に調整して、印刷・配布する。</p> <p>『富士見市行政経営プラン』については、市民にわかりやすいかはともかく、わかりやすく伝えようという姿勢は評価できる。しかし、一つのコンテンツ、一つの冊子を考える部分最適だけではなく、情報提供全体、サイト全体における位置づけを考える全体最適の視点が必要である。</p> <p>総合的かつ基本的な方針・計画として、総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）、施政方針、部局運営方針等を、施策・計画—総合政策部・秘書室（<a href="http://www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0722-1439-127.html">www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0722-1439-127.html</a>）、行政経営（<a href="http://www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0513-1735-138.html">www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0513-1735-138.html</a>）等に立項する。</p> <p>現状は、部局運営方針が「行政経営プラン」に埋没してしまい、その存在がわかりにくい。また、一見して、「行政経営プラン」という名称の計画があると誤認されるおそれもあり、紛らわしい。</p> <p>『富士見市行政経営プラン』は、『富士見市の行政経営』等に改題し、内容構成も見直す必要がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ホームページを利用して情報提供する場合は、ページ全体の構成やタイトルの設定に考慮しながら、わかりやすく、アクセスしやすい作成に努めてまいります。</p> <p>平成23年度から「行政経営プラン」に盛り込んでいる部局運営方針を見直し、主要事業の進捗状況をホームページでわかりやすくお知らせしていく予定です。</p>
21	<p>◆適切なナビゲーションの提供  市公式サイトの設計・制作にあたっては、内容構成をわかりやすくメニュー化するとともに、検索エンジン等から直接、各ページへアクセスしても関連情報を得やすいよう、各ページから関連ページへリンクする。すべての市民・利用者が市公式サイトを隅々まで閲覧・把握しているわけではない。ざっと見て、求める情報が見当たらない場合は、無いと判断する人も少なくないことに留意する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ホームページについては、わかりやすく検索・閲覧ができるよう、内容構成や関連ページへのリンク付け、タイトルの設定などに配慮してまいります。また、掲載内容の重複や委員名簿については、修正や更新をしてまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>例えば、平成21年度進捗状況(www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2011-0131-1552-52.html)へ直接アクセスすると、地球温暖化対策実行計画(www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0514-1535-138.html)のそれであることが、わかりにくい(右のメニューからリンクされてはいるが)。また、「平成21年度進捗状況   市政・まちづくり   富士見市」というタイトル(head要素内のtitle要素)は、富士見市の市政・まちづくり全般の進捗状況のようであり、不適切である。</p>		
22	<p>◆無駄のない情報提供 市公式サイトに、内容の重複が見られる。新規作成時や更新時の手間・人件費、塵も積もれば山となるでWebサーバーの容量・コストを考えれば、無駄である。 例えば、行政経営(www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0513-1735-138.html)の「7 行政経営プラン」と行政経営プラン(www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/03sisaku/2010-0513-2016-138.html)である。 富士見市公式サイトのある方(2010年7月、市秘書室秘書広報課へ提言)で指摘したが、教育委員会は、おおむね同じ内容のものが二つある。 富士見市教育委員会 www.city.fujimi.saitama.jp/15kyoiku/ 教育委員会 www.city.fujimi.saitama.jp/35miru/01kyoiku/ 教育委員会の委員(www.city.fujimi.saitama.jp/15kyoiku/2010-0513-1758-139.html)の教育委員名簿は平成22年12月24日現在であるが、教育委員会の委員(www.city.fujimi.saitama.jp/35miru/01kyoiku/gyousei/2010-0427-1026-137.html)の教育委員名簿は平成22年4月1日現在のままで、委員長の任期が更新されていない。 何年度版、何年何月何日版と作り分けて提供するのは意義があるが、現状は、無駄があり、市民・利用者の誤解や混乱を招くおそれもある。</p>		
23	<p>◆電子申請・ハイブリッド申請の推進 行政手続きの電子化、電子申請・届出システムの整備にあたっては、個人情報の保護、情報セキュリティの確保を図るとともに、市民・利用者の利便性を十分に考慮する。 究極的な電子申請・届出システムでは、Webで申請・届出し、交付物がある場合、その電磁的記録をダウンロードして、手数料は電子納付する。 現状は、電子署名に必要な電子証明書やICカードリーダーライターが普及していない、交付物の受け取りや手数料の支払いのため窓口へ出向く必要がある等のため、ほとんど利用されていない。 当分の間は、電子化の過渡期と見て、アナログ的方法、デジタル的方法、双方を活用した、ハイブリッド申請・届出システムを整備する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ご提案のとおり、電子申請の整備にあたっては、利用される方々の利便性向上に向けて、費用対効果を考慮しながら、個人情報保護や情報セキュリティを確保しつつ、情報化社会に対応したシステムを検討するとともに利便性の周知に努めてまいります。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>例えば、住民票の写し等の請求については、電子署名なしでも受け付け、住民登録されている住所で、代金引換で受け取ることができるようにする。窓口で即時交付されるものについては、電子申請の場合も、即時対応、即日発送する(閉庁日を除く)。受取人の負担が増し、利便性は低下するが、本人限定受取郵便とするのも一法である。本人限定受取であれば、住民登録地以外での受け取りや市外在住者にも対応できる。</p> <p>すべて電子署名なしで受け付ければ、多額の費用を投入し、埼玉県市町村電子申請共同運営協議会電子申請・届出サービスを利用する必要はない。申請・届出ごとの送信フォームを用意し、暗号化して送信できるようにしておけば足りる。</p> <p>現状は、電子署名が不要のものでも、最初に利用者IDを取得する必要があり、面倒なシステムである。また、遠隔地在住者が戸籍の附票の写しを請求する場合も、窓口での交付のみであり、附票の写しは請求できても、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)等は請求できないという、使いものにならないシステムである。</p> <p>そもそも、その手続きを電子申請・届出できると知られていない、申請・届出方法がわからない、ということも少なくないであろう。公共施設、イベント会場等において、電子申請・ハイブリッド申請のデモンストレーションを実施する、個別相談に応じる等により、市民・利用者への周知を図る必要がある。</p>		
24	<p>◆市民参加の電子化・ハイブリッド化</p> <p>電子自治体基本構想(2010年10月、市総合政策部政策財務課へ提言)で述べたとおり、電子審議会、電子公聴会等、市民参加の電子化、アナログとデジタルとのハイブリッド化についても、実験的な取り組みを積極的に展開していく。</p> <p>行政経営改革指針(第4次行財政改革大綱)(平成17年3月)に掲げられた「成果重視の行政経営を目指します」のうち、「電子市役所の推進」に示された「ITを活用した市民参加・協働」については、この6年間、成果が見られない。</p> <p>電子掲示板システムについては、民間の無料サービスを活用すれば、費用はかからない。</p> <p>電子掲示板への投稿者はアクセスした人の一部であり、大半は閲覧するだけの人(ROM:Read Only Member)である。当面の目標は、情報交換や議論の場としてよりも情報提供の場として充実させ、アクセス数、ROMを増やすこととし、職員、あるいは、事前に登録した市民が、積極的に話題提供や良好な雰囲気づくりをするのも一法である。</p> <p>ブログを電子掲示板のように運用するという方法もある。職員がブログに話題(記事)を投稿し、それに対して市民・職員がコメントを投稿していく。一つひとつの話題(記事)、コメントは、それぞれ、電子掲示板のスレッド、レスに相当する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>民間ウェブサイトは匿名性が高く、個人情報を書き込みなどについて市が管理できない内容が多いことから、イベントや募集情報をお知らせする情報伝達機能として現在、活用しています。</p>

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
25	<p>●行政評価等の公表  費用の削減・最小化を図るとともに、支出された費用、実施された事務事業が十分な効果を上げているかの検証、行政評価が重要である。内部評価だけでなく、「事業仕分け」のように、市政にしがらみのない人による外部評価も継続的に実施・公表する。</p> <p>総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)、分野別の基本計画等については、「計画書刊行事業」から脱却し、施策の体系に沿って、具体的な事業の実施状況・評価、数値目標の達成状況等を毎年公表する。これまでのところ、ほとんどの計画の進捗状況等が不明であり、市の説明責任(自治基本条例第19条)が果たされていない。</p> <p>次世代育成支援行動計画、地球温暖化対策実行計画は、それぞれ、次世代育成支援対策推進法第8条第6項、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第10項に基づき、毎年、実施状況が公表されている。国法の強制がなければ公表できないようでは、地方分権・地域主権時代の自治体としてふがいない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>平成22年度は識者や市民による外部評価を加えた事務事業評価に取り組み、事務事業の必要性や改善点について見直しを行いました。今後も事務事業評価制度の充実に努め、市民サービスの向上につながるよう取り組んでまいります。</p> <p>総合計画については、基本構想を実現するために具体的な施策を体系的に定めた基本計画の前期・中期計画においてそれぞれ3年目に見直しを行い、達成状況などについて公表してまいります。</p>
26	<p>●経済・労働政策の展開  財政基盤強化のためにも、地域経済の活性化、産業振興が重要である。経済・産業政策の抜本的な見直し、再構築が必要である。商業活性化ビジョン(平成16年3月)は成果が見られず、中心市街地活性化基本計画(平成17年3月)は反故にされている。</p> <p>また、市の経済・財政は、市外への「出稼ぎ労働者」によって支えられている。失業、生活保護に陥らないよう、あるいは、速やかに再起を図れるよう、市内在勤者を含め、支援体制を強化する。</p> <p>ビジネス・労働学習・職業能力開発の促進(2011年1月、市市民生活部協働推進課へ提言)で述べたとおり、地域経済の活性化や厳しい労働環境への対応のため、国・県・民間団体等とともに、コミュニティビジネス、起業、ビジネス実務、就職・転職、労働法・労働問題等に関する学習機会の提供、職業能力開発の促進を図る。</p> <p>(参考事例)公共図書館のビジネス支援  公共図書館は、紙媒体、電子媒体を駆使して、ビジネスに必要な調査研究を支援することができる。</p> <p>平成21年度(2009年度)、ビジネス支援図書館推進協議会(www.business-library.jp/)が、「第1回ビジネス支援レファレンス・コンクール」を開催した。「観光資源と特産品を活用した地域ブランド作りと地域活性化」、「素材にこだわる老舗とんかつ店の新戦略」、「利用者の特性や利用実態に即したウェブサイトの制作」等、六つのビジネス課題への回答を図書館員が競ったものである。</p> <p>図書館員によるビジネス課題への回答事例集 www.business-library.jp/jireisyu/jirei.html  2010年7月。同年8月24日改訂。PDF形式、105頁。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>就労支援については、ご提案の図書館のビジネス支援も含め、他自治体の取り組みなどを参考にしながら、調査・研究してまいります。</p>